

令和7年度
第1回幕別町スポーツ推進委員会
議 案



日 時 令和7年7月17日（木）
18時30分～

会 場 幕別町教育委員会 会議室

1 委員長挨拶

2 報告事項

- (1) 令和6年度事業報告

3 審議事項

- (1) 議案第1号 令和7年度事業計画について
(2) 議案第2号 後援事業について
(3) 議案第3号 研修会等について

4 その他

- (1) 慶應義塾体育会野球部幕別キャンプについて
(2) 次回推進委員会の開催日程について

○スポーツ推進委員（任期：令和6年5月25日から令和8年5月24日まで）

委員長 市川 徹

副委員長 高橋 和浩

委員	芹澤 勇治	伊澤 昭宙	渡辺貴美子	上村 政義	小松 正直
	西山 乙代	前田 科那子	佐々木 みどり	松田 俊哉	大西 隆斗

2 報告事項

(1) 報告第1号 令和6年度事業報告について

① スポーツ推進委員会の開催

【第1回】

- 開催日等 令和6年5月31日（木） 教育委員会会議室 9名出席
- 議 題
 - ・令和6年度事業計画について
 - ・後援事業について
 - ・研修会等について
 - ・社会教育委員の推薦について

【第2回】

- 開催日等 令和6年7月18日（木） 教育委員会会議室 9名出席
- 議 題
 - ・第14回ウォークラリーまくべつの開催について
 - ・研修会について
 - ・慶應義塾体育会野球部によるスポーツ合宿について
 - ・第11回まくべつマラソン大会について

【第3回】

- 開催日等 令和6年9月19日（木） 教育委員会会議室 8名出席
- 議 題
 - ・第14回ウォークラリーまくべつの開催について

【第4回】

- 開催日時 令和6年12月5日（木） 教育委員会会議室 5名出席
- 議 題
 - ・リフレッシュ教室について

【第5回】

- 開催日時 令和7年3月4日（土） 教育委員会会議室 10名出席
- 議 題
 - ・スポーツ賞等の表彰選考について

② 自主事業の実施について

【第14回ウォークラリーまくべつの開催について】

- 実施日時 令和6年9月23日（月）午前9時30分～午前11時45分
- 実施場所 シーニックカフェちゅうるいコース（4.4km）
- 参加者 6名（推進委員：6名、教育委員会職員：2名、講師：1名）
- 内 容 ウォーキング指導

【リフレッシュ教室】

- 実施日時 令和7年1月25日（土）10：00～11：30
- 実施場所 運動公園スケートリンク
- 参加者 14名（推進委員：9名、教育委員会職員：2名、講師：2名）
- 内 容 カーリング体験

③ 研修会の参加

【令和6年度十勝管内スポーツ推進委員研修会】

○日 時 令和6年9月21日（土） 午後1時30分～午後4時00分

○場 所 明治北海道十勝オーバル

○内 容 ・十勝管内スポーツ推進委員功労者表彰式

・「怪我の予防とパフォーマンスの向上について」

○出席者 市川委員長、高橋副委員長、松田委員、吉田、松浦

3 審議事項

(1) 議案第1号 令和7年度事業計画について

① 第15回ウォークラリーまくべつ

・開催日 10月18日（土） ※予定

・開催地 未定

② ニュースポーツの取り組みについて（リフレッシュ教室）

・名 称 未定

・開催日 2月～3月

・内 容 未定

(2) 議案第2号 後援事業について

① 第12回まくべつマラソン大会

・開催日 10月4日（土） ※予定

・会 場 幕別運動公園陸上競技場

(3) 議案第3号 研修会等について

① 十勝スポーツ推進委員協議会

⇒ 6月3日（火）

場所：帯広市役所

② 十勝スポーツ推進委員研修会・功労者表彰式

⇒ 9月20日（土）※時間は未定

場所：明治北海道十勝オーバル

※令和7年度十勝スポーツ推進委員功労者表彰： 上村 政義 委員

スポーツ推進委員 平成26年5月1日～令和7年3月31日（10年11ヶ月）

③ 北海道スポーツ推進委員研究協議会・功労者表彰式⇒ 10月11日（土）

場所：岩内地方文化センター

4 その他

(1) 慶應義塾体育会野球部幕別キャンプについて

(2) 次回推進委員会の開催日程について

○幕別町スポーツ推進委員規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、幕別町スポーツ推進委員（以下「委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員は、町民の健康増進とスポーツの推進を図るため次に掲げる職務を行う。

(1) スポーツの実技指導及び助言を行うこと。

(2) スポーツ活動の促進とスポーツ愛好者の育成を図ること。

(3) スポーツ行事又は事業の実施に対する協力と連絡調整を行うこと。

(4) 体育施設の管理運営並びに整備拡充について、教育委員会の諮問に応じて答申し、又は意見を具申すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町民のスポーツの推進に関すること。

(定数)

第3条 委員の定数は、12名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(服務)

第5条 委員は、相互に協力し、その職務を遂行するにあたって、法令、条例、関係規則等を遵守しなければならない。

2 委員は、その職務を行う上に必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月20日教育委員会規則第6号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月22日教育委員会規則第11号）

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）附則第4条の規定により同法第32条第1項の規定によるスポーツ推進委員に委嘱されたものとみなされる者の任期は、この規則による改正後の幕別町スポーツ推進委員規則第4条第1項の規定にかかわらず、改正前の幕別町体育指導委員規則の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。

○スポーツ基本法（平成23年 8 月24日施行）（関係条文抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

慶應義塾体育会野球部
夏季幕別キャンプ

2025. 8/6 WED. ~ 14 THU.

KEIO BASEBALL

in 幕別運動公園野球場

交流イベント

歓迎会

8/6 水 18:00 ~ 20:00

場 所：焼肉ガーデンまくべつ（字依田 385）

参加資格：慶應義塾体育会野球部を応援したい幕別町民

募集人数：10名

募集期限：7/30 水 参加費：5,000円

申込先：TEL (0155) 54-2006（事務局）

野球教室

8/8 金 15:00 ~ 17:00

幕別運動公園野球場

対象：町内小中学生



△ホームページは
こちら

練習見学・試合観戦無料

8/7 木 8:00 ~ 17:00

練習

8/8 金 8:00 ~ 14:00

練習

8/9 土 8:00 ~ 17:00

練習

8/10 日 VS 北海道大学
※ 13:00 ~

オープン戦

8/11 月 VS 札幌大学
※ 10:00 ~、13:30 ~

オープン戦

8/12 火 VS 星槎道都大学
※ 11:00 ~

オープン戦

8/13 水 8:00 ~ 17:00

練習

※ 雨天等により、会場・時間を変更する場合があります。
※ 練習時間や試合時間は随時 町ホームページでお知らせします。